井川町生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

（目的）

**第１条**　この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、電気式生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を購入する者に対してその費用の一部を補助することにより、ごみの減量化及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

（補助対象者）

**第２条**　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、処理機を購入した者のうち、次の各号の要件を備えている個人とする。

（１）井川町に住所を有し、居住していること。ただし、事業所等は除く。

（２）補助対象者及び同一の世帯に町税等を滞納している者がいないこと。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員に該当しないこと。

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

（１）過去５年以内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者が同一世帯内にいる者。

（２）前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付対象とすることを不適当と認める者。

（補助対象の処理機の基準）

**第３条**　補助金の交付の対象となる処理機とは次に掲げるもののうち、基準に適合しているものとする。

（１）購入する処理機は新規品（未使用）であること。

（２）製造メーカーの保証書があること。

（３）電気を用いて生ごみの加熱乾燥等を行うことにより、生ごみの体積を減少させ、又は生ごみを堆肥化する機器とする。ただし、ごみを単に粉砕処理する機器（ディスポーザー等）は除く。

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する電気式生ごみ処理機は、補助金の交付対象としない。

（１）家庭用として販売されていないもの又は業務用として使用するもの。

（２）前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付対象とすることを不適当と認めるもの。

（交付対象経費）

**第４条**　補助金の交付対象経費は、補助対象の処理機本体の購入費（消費税および地方消費税相当額を含む。）とし、配送料、保証料、本体とは別に販売される付属品の購入費等の経費は、補助金の交付対象経費としない。

（補助金の額等）

**第５条**　補助金の額は、１台当たり３万円を限度とする。

２　補助対象となる数量は、１世帯につき１台までとする。

（補助金の交付申請）

**第６条**　補助金の交付を受けようとする者は、購入日から起算して１カ月以内に、次に掲げる書類を添付し、井川町生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼請求書（[様式第１号](http://www.town.misato.akita.jp/reiki/423902500037000000MH/423902500037000000MH/423902500037000000MH_j.html#JUMP_SEQ_51)。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（１） 処理機の領収書（購入者氏名、購入年月日、購入金額及び機種が明記されたもの）

（２）処理機の保証書の写し（販売店欄の記載のあるもの）

（３）申請者の氏名および住所が確認できる公文書の写し。（自動車運転免許証、健康保険証等）

（４）補助金の振込先金融機関の被交付決定者名義の通帳の写し（金融機関名、口座の種類、口座番号および名義人の氏名が記載されているものに限る。）

（補助金交付の決定）

**第７条**　町長は前条の補助金の交付申請があったときは、これを審査し適当と認めたものについて補助金の交付決定をし、申請者に井川町生ごみ処理機購入費補助金交付（不交付）決定通知書（[様式第２号](http://www.town.misato.akita.jp/reiki/423902500037000000MH/423902500037000000MH/423902500037000000MH_j.html#JUMP_SEQ_53)。以下「通知書」という。）により通知するものとする。

２　補助金は、原則として申請者名義の口座に振り込む方法により交付する。

３　町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、請求の内容が適正であると認められるときは、決定者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

**第８条**　町長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けたことが明らかになったときは、当該補助金の一部又は全部を返還させることができる。

２　町長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、井川町生ごみ処理機購入費補助金返還取消し命令書（様式第３号）により命ずるものとする。

（設置者の義務）

**第９条**　この要綱に基づき補助金の交付を受け、処理機を設置した者は、その処理機を常に良好な状態に保持できるよう維持管理を行ない、適正使用に努めなければならない。

２　設置者は、処理機により発生する生成物について、有効利用に心がけ、残渣等については設置者が自ら適正に処理しなければならない。

（その他）

**第10条**　この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附　則**

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（執行）

２　この要綱は、令和１２年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払いに関しては、第９条の規定は、令和１２年５月３１日までの間において、その効力を有する。